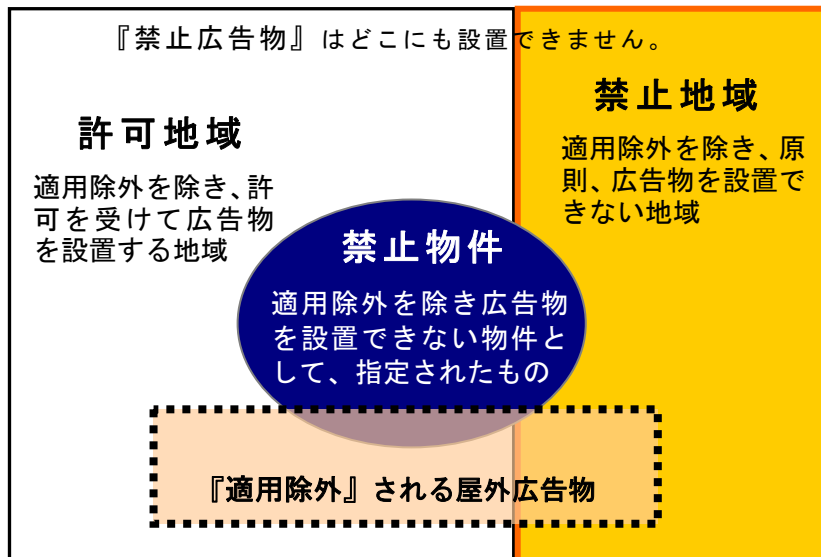


広告物は、

- ・種類や用途（表示内容）により、
- ・自家用の広告物（自家広告物）とその他の広告物（一般広告物）に分類され、
- ・許可地域と禁止地域の基準に沿って掲出できます。

===== 所沢市内の許可地域等のイメージ図 =====  
（市内の全域が規制を受けます。）



● 基準に適合するか否かを検討する場合は・・・

1. 設置する場所
2. 表示する内容（色彩等を含む。）
3. 屋外広告物等の規模や構造

これらを基に、危険性や周囲との兼ね合い、法令の順守等を審査して判断することになります。